

朝霞市公平委員会臨時会議事録

令和8年3月24日

公平委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市公平委員会臨時会	
開催日時	令和8年3月24日（火） 午前10時00分から 午前10時54分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	傍聴者 0人	
その他の必要事項		

朝霞市公平委員会臨時会

令和8年3月24日（火）
午前10時00分から
午前10時54分まで
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 議案第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第2号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- (3) 令和7年度実績報告について
- (4) 令和8年度関係団体の研修会等の予定について
- (5) 令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会次第（案）について

3 その他

4 閉会

出席委員（3人）

委員 長

藤原 ユキ子

職務 代理

川島 宏

委員

須崎 勝茂

欠席者なし

事務 職員

小笠原 ミツエ

事務 職員

高橋 陸至

事務 職員

三上 将平

資料一覧

- ・ 公平委員会臨時会次第
- ・ 議案第 1 号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
- ・ 参考資料 新旧対照表
- ・ 参考資料 改正前規則
- ・ 議案第 2 号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- ・ 朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）
- ・ 参考資料 朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について
- ・ 令和 7 度 公平委員会実績報告
- ・ 令和 8 年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定
- ・ 令和 8 年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会次第（案）
- ・ 令和 8 年度埼玉県公平委員会連合会研修会（案）
- ・ 講師紹介資料
- ・ 行政組織図（令和 8 年 4 月 1 日現在）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・高橋事務職員

定刻となりましたので、令和7年度第1回公平委員会臨時会を始めさせていただきます。

お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

- ・公平委員会臨時会次第
- ・議案第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
- ・参考資料 新旧対照表
- ・参考資料 改正前規則
- ・議案第2号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- ・朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）
- ・参考資料 朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について
- ・令和7年度 公平委員会実績報告
- ・令和8年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定
- ・令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会次第（案）
- ・令和8年度埼玉県公平委員会連合会研修会（案）
- ・講師紹介資料
- ・行政組織図（令和8年4月1日現在）

でございます。

不足はございませんでしょうか。それでは会議に入らせていただきます。

地方公務員法第10条第2項で、「委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。」と規定されておりますので、藤原委員長に議長をお願いいたします。

○藤原委員長

おはようございます。それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

議事に入る前に、会議の公開についてお諮りします。

会議につきましては、公平委員会議事規則第4条により、委員の過半数の同意によって公開することができることとなっております。

本日の議事には、非公開情報などは含まれておりませんので、会議を公開とすることによろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

ご異議がございませんので、本日の会議は公開といたします。

なお、この会議の会議録につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おきください。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

傍聴希望者はいないということですので、このまま、会議を進めます。

それでは議事に入ります。

◎2 議題 (1) 管理職員等の範囲を決める規則の一部を改正する規則について

○藤原委員長

議題1「管理職員等の範囲を決める規則の一部を改正する規則について」事務職員に説明を求めます。

○事務局・高橋事務職員

お手元の「議案第1号 管理職員等の範囲を決める規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

議案第1号、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について、管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する規則について議決を求める。令和8年3月24日提出、朝霞市公平委員会委員長

別表第1中「専門員」を副主幹に改め、同表市長部局の項中「長、室長」の次に「(係長に相当する職を除く。)」を加え、同表農業委員会事務局の項中「事務局次長」の次に「、副主幹」を加える。

別表第2中「専門員」を「副主幹」に改める。

附則、この規則は令和8年4月1日から施行するでございます。

こちらは、朝霞市の職員の職名に関する規則で定める職名である現在、専門員という職名を副主幹に改正し、令和8年4月1日に施行されることとなります。これに伴いまして、公平委員会では、管理職員等の範囲を定める規則において、「専門員」を当該規則に合わせて改正が必要となるものでございます。

続きまして、参考資料、横長の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の改正後改正前という表がございます。

この中で線が左側の表の各部分は、新旧の変わる部分でございます。左側が改正後の新しいもの、下線がある部分につきましては変更となるものでございます。

以上でございます。

○藤原委員長

ご意見ご質問がございましたら。

○須崎委員

ございません。

○藤原委員長

これは単にこちらが変わったからですね。

○事務局・高橋事務職員

はい。

○藤原委員長

特段ご質問がないようですので、議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員

はい。

○藤原委員長

それでは、ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎2 議題 (2) サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

○藤原委員長

次に、議案第2号「サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」事務職員に説明を求めます。

○事務局・高橋事務職員

お手元の「議案第2号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定」をご覧ください。

朝霞市公平委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について、別紙のとおり定めることについて議決を求める。令和8年3月24日提出、朝霞市公平委員会委員長

新たに策定しようとする朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）が次のページにあります。サイバーセキュリティと申しますのは、インターネットですとかコンピュータを安心して使うことができるように情報が外部に漏れたり、コンピュータウイルスに感染して、データが壊されたなどコンピュータを使えなくなるような対策ということでございます。

続きまして、参考資料として朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について、国の地方公共団体におけるサイバーセキュリティ方針を確保するための方針の策定又は変更に関する方針案の策定について通知というものが国からございました。

これを受けまして、本市でもサイバーセキュリティを確保するための方針というものを策定する必要が生じていったものでございます。

従来から朝霞市情報セキュリティ方針というものがございまして、これを今回の通知におけるサイバーセキュリティ方針を書くための更新と位置付けることとしてございます。

この方針の策定にあたっては、自治体単位で定めるのか、各執行機関ごとに策定するかは、各執行機関に委ねられ、共同して策定することも可能であると通知されております。

このことについて、効率的な策定を考慮し、市長部局を初め、他の執行機関と共同して策定することが良いのではないかと考えてございます。

今回、朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）は、市長部局であるデジタル推進課において作成した案でございますので、これに公平委員会も、共同して策定したという位置付けで実施したいと考えております。

以上が、この改正の趣旨と国の通知のポイントでございます。説明は以上でございます。

○藤原委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございますか。

○各委員

ございません。

○藤原委員長

別々にやるより、共同作成が効率がよいのであれば、その方がいいと思いますのでこの意見に賛成です。

○川島委員

今までセキュリティ関係の被害は朝霞市において実績があったのでしょうか。

○事務局・高橋事務職員

公平委員会において、特別重大な事件があったことはございません。

○川島委員

国については、決定し法案ができると思います。朝霞市でも策定後に、一般職員にも変更したことのお知らせはありますか。

○事務局・高橋事務職員

朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）の2ページ4番の適用範囲、要請期間の範囲といたしまして、基本方針が運用される行政機関、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各執行機関で同じようにご了承いただいて議案として挙げております。

周知としましては、市長部局のデジタル推進課が主となった部署となりますので、そちらから各職員にはメール配信等の周知は必ずされるものでございます。以上です。

○川島委員

ありがとうございました。

○須崎委員

なかなか難しいですね。アサヒビールが被害にあったということを聞いたことがあります。こういう小さな町だって個人データは持ってますから狙われやすいわけです。

○藤原委員長

それでは他に質疑がないようですので、議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員

異議なしです。

○藤原委員長

ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎2 議題 (3) 令和7年度実績報告について

(4) 令和8年度関係団体の研修会等の予定について

○藤原委員長

次に議題第3号、「令和7年度実績報告について」、並びに「令和8年度関係団体の研修等の予定について」は関連がございますので、一括して議題といたします。

それでは、事務職員に説明を求めます。

○事務局・三上事務職員

それでは、資料の令和7年度公平委員会の実績報告をご覧ください。

4月1日から3月末までの実績についてご説明します。

1 公平委員会事務について①地方公務員法第8条2項に定められている事務については1から4に掲げる内容について、すべて事案はございませんでした。

また、②再就職者からの要求についての届出についても、事案はございませんでした。

次に2 職員苦情相談の実績についてですが、こちらについては、4件ございました。いずれの相談についても、事務職員で聞き取り対応の方をさせていただきまして、終結しているところでございます。

○藤原委員長

今までの実績報告について何か質問ございますか。

大丈夫ですか。はい。それでは進めてください。

○事務局・三上事務職員

3 職員への周知についてですが、①苦情相談制度の周知について、職員に対し庁内メールで令和7年5月と12月にそれぞれ配信しました。

②再就職者から依頼等を受けた場合の届出の周知でございますが、こちらについても、令和7年の12月と令和8年の3月、それぞれ庁内メールで配信しました。

4 朝霞市公平委員会臨時会は本日議題として、1から5まで実施しております。

実績報告については以上でございます。

続いて、関係団体の研修会等の資料をご覧ください。令和7年度の研修会、研修会等の予定になっております。

①全国公平委員会連合会でございます本部研究会が令和年の7月24、25日東京都千代田区で開催されまして、藤原委員長、川島委員、須崎委員と私が参加いたしました。

次に(2)通常総会でございます。こちらが10月31日、同じく千代田区の方で開催されまして、出席者藤原委員長、川島委員と私で参加しました。

②全国公平委員会連合会関東支部の実績状況でございますが、総会および第1回の研究会について、5月14日に、北茨城市で開催され、出席者が藤原委員長と事務職員高橋と私で参加しております。第2回研究会が10月22日、こちらも北茨城市で実施され、出席者藤原委員長と事務職員高橋と私で参加しました。

③埼玉県公平委員会連合会の実績でございますが、総会及び研究会が令和7年の5月8日です。八潮市で実施され、出席者が藤原委員長、川島委員、小笠原局長と私が参加しているというところでございます。

実績報告については以上です。

次に、令和8年度の予定をご説明いたします。

令和8年度公平委員会関係団体の研修会等の予定の資料をご覧ください。

まず、一番上が埼玉県公平委員会連合会総会研究会についてです。今年度、会場市が朝霞市になっております。場所は朝霞市民会館で令和8年5月7日の木曜日となっております。

こちらについては次の括弧5の議題で、詳しく説明させていただきたいと思っております。

続きまして全国公平委員会連合会の関東支部総会及び第1回研究会ですが、こちらが来年度は栃木県宇都宮市となっております。宇都宮駅の東口交流拠点施設、通称ライトキューブ宇都宮で開催する予定です。日付が令和8年5月14日の木曜日となっております。

次に全国公平委員会連合会本部研究会が東京都千代田区日本教育会館となっており、令和8年7月16日、17日に開催となっております。

次に全国公平委員会連合会関東支部第2回研究会でございます。こちら栃木県宇都宮市でございます。令和8年の10月14日水曜日の開催となります。

次に全国公平委員会連合会通常総会が日本教育会館で実施となっており、令和8年10月30日に開催予定です。予定については開催順でご説明させていただきました。説明は以上となります。

○藤原委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

去年4月号の広報あさかに公平委員会の相談実績について公表されてました。初めてだと記憶しております。突然、公平委員会が出てきたところで市民の人もわからないこともあるのではないかと驚きました。

○川島委員

5月7日の埼玉県公平委員会連合会の講演会についての進捗状況を教えてもらいたい。

○事務局・三上事務職員

そちらについては、次の議題でご説明したいと存じます。

○藤原委員長

それではよろしいですか。今年度の状況も踏まえて、来年度も実施していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎2 議題 (5) 令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会(案)について

○藤原委員長

次に議題5「令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会(案)について」を議題とします。

事務職員に説明を求めます。

○事務局・三上事務職員

資料の確認をお願いいたします。

- ・令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会の次第(案)
- ・令和8年度埼玉県公安委員会連合会研究会(案)
- ・研究会を引き受けてくださる先生のプロフィール

まず、総会及び研究会の次第案をご覧ください。

令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会を5月7日に開催いたします。例年、皆様に参加していただいている総会と同じ構成ですが、正副会長会議が10時半から開催となっており、その後、11時から総会、12時に昼食休憩を挟みまして、13時から研究会ということで、例年と進行

は同じとなっております。

皆様については開催都市の委員として、正副会長会議にもご出席をお願いします。

1 1 時の総会においては、開会にあたり委員長からご挨拶をいただき、来賓祝辞において本市長挨拶がございます。

次に研究会案をご覧ください。こちらについては、第 2 部として 1 3 時から研究会を開催します。

内容については、テーマから含めて検討するという形で引き継いでおります。テーマが A I ロボットの適切な距離感と将来的な相互理解を前提とした関係と設定しました。毎回、全国、関東もあわせて幅広い知識見識を深めるということでテーマが選定されているところです。今回は昨今、A I の活用が著しくなっておりますので、その利便性だけでなく、危険性や利用するにあたった注意点について、正しく理解をし、活用の幅を広げていくことを目的に選んだところでございます。

講師についてご説明いたします。東洋大学の情報連携学部の助教を務めていらっしゃる津村賢宏先生になります。埼玉県出身で、狭山ヶ丘高校を卒業後、東洋大学に入学、卒業後助教の職に就いておられます。先月、2 月 1 9 日に、事務職員高橋と伺い、打ち合わせを実施しました。多数の講演の実績があり、小中学校、一般企業でも講演をされているとのこと。

その他、進捗状況でございますが、朝霞市で準備を進める内容としまして、会場の手配、昼食の手配等となっております、滞りなく進めております。説明は以上でございます。

○事務局・小笠原事務職員

補足いたします。会長市が川口市となり、総会資料等は川口市が担当となっております。朝霞市は開催地ということで、研修会の手配、講師の手配、昼食の手配を担っております。1 5 0 人ぐらいの委員の方たちがお見えになるのではないかとということで、進めている状況です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○藤原委員長

それでは皆さんからのご意見ご質問がございましたら、お願いします。

○須崎委員

素晴らしい講師を選んでくれました。時代にあった素晴らしい方だと思います。

○藤原委員長

A I の話はきっと難しいと感じますが、地域や時代にちょうど合っていると感じます。昨今では、赤ちゃんなんかも、タブレットを見て子守りをするような時代なんですかね。

○須崎委員

そういう時代になったのかもしれませんが。時代がどんどん進んでいるので私たちがどこまで近づけるかわからない。少し勉強させてもらった方がいいと思っています。

○藤原委員長

そうですね。

○川島委員

非常に今、いろいろなことがありましたけど本当に朝霞の情報セキュリティも改正になりましたし、ちょうどいい時期だと思います。講師を選んでもらったのは非常に素晴らしいなと思いました。以上です。

○須崎委員

ありがとうございました。このような大学の先生でしたらみんな興味が湧くのではないかと思います。いろいろ問題意識があるでしょう。

○藤原委員長

それでは、質疑が終わりました。それでは事務職員には今後の手続をお願いします。

◎3 その他

○藤原委員長

次に、その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

それでは、高橋事務職員どうぞ。

○事務局・高橋事務職員

本市で、第5期朝霞市特定事業主行動計画と第2期朝霞市障害者活躍推進計画を策定するという事になりました。

市では各任命権者と連署で策定するという事になってございまして、既に委員会を代表しまして、藤原委員長にご署名をいただいております。この計画はどういった計画なのかと申しますと、まず、第5期朝霞市特定事業主行動計画については、計画期間を令和8年度を初年度とし、5年間の計画で通称、次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づいて、国と地方公共団体の機関は事業の趣旨として、これらの行動計画を策定するものとされていることから今回策定することになりました。第2期朝霞市障害者活躍推進計画というのは、計画期間を令和8年度を初年度とし、5年間の計画で障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づいて策定を行うものとされております。この計画は障害者活躍を目指し、計画策定指針の一部改正による対応と障害のある職員からの意見聴取ということのポイントとしているところでございます。以上で説明を終わります。

○事務局・三上事務職員

続いて、一番最後にお配りした行政組織図について、説明させていただきます。こちらは令和8年度組織機構改革が実施され、部署名の変更がございまして、概要としては、福祉部とこども健康部の2

部、が福祉部、健康部、子供部と3部に再編をするということになりました。また、まちづくり推進課の係に新たにウォークブル推進係が加わったものとなっております。最後に、市長公室、政策企画課の中に、新しくファシリティマネジメント推進室という部署を設けております。公共施設の適正配置の検討を行う役割を担う部署となっております。以上となります。

○藤原委員長

本日の議題全て終了いたしました。これをもちまして、議長の座を下ろさせていただきます。

皆様のご協力ありがとうございました。

○事務局・高橋事務職員

委員長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回朝霞市公平委員会臨時会を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。